

討議資料

「刑事訴訟実務の基礎」の到達目標(最終案)

2010年1月20日

日本弁護士連合会法科大学院センター

はじめに

当連合会は、「法科大学院教育の到達目標についての提言」(2008年9月3日)において、法科大学院教育の到達目標のあり方について意見を述べるとともに、当連合会もその具体化に向けた検討を進めることを明らかにした。その後、担当委員会である当センターにおいて作業を進めているところであるが、今般、「刑事訴訟実務の基礎」について、到達目標案(最終案)を作成したので、討議資料として公表するものである。

なお、本案は、第1次案(2009年1月14日付け)に対して寄せられた意見をふまえつつ、さらに実務家教員等関係各方面の意見を聴取し、検討を重ね、最終案としたものである。

本到達目標策定に当たっての考え方

1 本稿の「到達目標」は、法科大学院における「実務との架橋を強く意識した法理論教育」や「実務導入教育」の積み上げにより法科大学院修了時までには修得すべき最低限の能力を示したものであり、そのための具体的なカリキュラムは各法科大学院において多様な位置付けや内容のものを設定することを前提としている。

また、いわゆる「刑事訴訟実務の基礎」と銘打った科目のみでこれら能力すべてを修得させることはできず、法律基本科目における「実務との架橋を強く意識した法理論教育」や法曹倫理に関する科目、さらには模擬裁判・クリニック・エクスターンシップなどの臨床科目の組み合わせの中で実現されるべきものと考えられる。

そのためには、具体的な教育方法における工夫が必要であり、法律基本科目を担当する研究者教員と実務系科目を担当する実務家教員との緊密な連携協働が求められる。

2 本稿においては、上記「到達目標」を習得するための前提として、最低限

討議資料

の法理論、法的基礎知識として、どのような条文、学説、判例などを、どの程度理解しておくべきかについて、参考として別紙「押さえておくべき基礎的知識等」を添付することとした。

これらの内容は、法律基本科目の授業や各自の自学自習の中で押さえられていることが好ましいが、その一部につき実務基礎科目の授業の中で取り上げてその理解をより深化させることも考えられる。ただし、「刑事訴訟実務の基礎」の2単位の授業の中で、「別紙」でかかげた判例等にすべて触れるというようなことは想定していない。

大切なことは、これら条文や学説、判例などの1つ1つを知識として知っていることではなく、実務的な対応が問われる場面において、それら条文、学説、判例を批判的にとらえ、より適切なものに深化させる視点をもって「使う」ことに繋げていくことである。「別紙」は、例えば、判例理論を類似の事案解決のために活用することや、不適切と思われる判例の射程を絞り込むことなどの訓練の素材として活用することが考えられる。判例や学説は所与のものとして与えられるものではなく、実務家が具体的な事案の正義にかなった解決に向けた実践を重ねる中で創造していくものであるという視点を形成し深めていくべきである。

- 3 この到達目標は最低限の目標を示したものであり、各法科大学院やおのこの教員がより多様なもの、より高度なものを含め、より良い教育内容や教育方法を模索し実践することが奨励されることは当然である。

本稿の問題提起を受けて、「法律実務基礎科目」の到達目標についての議論が深められ、各地の法科大学院における「実務導入教育」のバラツキが是正されること、実務にとって必要な到達目標が明確になることを契機に「実務との架橋を強く意識した法理論教育」のあり方や具体的な内容についての今後の課題を明らかにしていく議論にもつなげられることが期待される。

また、このような到達目標が最低限のものとして設定され、その内容が具体的に示され議論されていくことは、法科大学院において、学生が際限なく法的知識を学ぶことを求めるものではなく、法科大学院本来の「創造的・批判的な思考力」、「法的分析能力」、「法的議論の能力」等の能力をつける自習、復習の時間を取ることを可能とし、学生に対しても、法理論や知識を単なる知識として暗記するのではなく、体系的な深みを持って理解し具体的事例に沿って応用し実務的な対応を可能とするような能力を身につけることこそ求められているというメッセージとなることが期待される。

討議資料

- 4 なお、本書末尾に本到達目標を実現するための「刑事実務基礎」(2単位)の授業計画の一案を添付したので、参考とされたい。

「刑事訴訟実務の基礎」の到達目標を設定する意味

- 1 法律基本科目としての刑事訴訟法を学ぶことは、捜査、公判を通じての基本的な理論・知識を習得するものではあるが、それのみでは、実際に捜査実務、あるいは公判実務の具体的な各場面で、どのような理論・知識をどのように使うのかを判断することは難しい。そこで、従前は、司法試験に合格した者は司法研修所(以下「研修所」という。)での司法修習(実務教育・実務訓練)を受けその不足を補っていた。しかし研修所において前期修習がなくなり、司法修習との有機的連携をはかる役割を負うことになった法科大学院における法律実務基礎教育は、実務修習地において修習生が直ちに実務修習に入ることのできる能力を修得させる必要がある。むろん従来前期修習の内容をそのまま法科大学院で行うべきとまでは言えないが、少なくとも法科大学院で「実務との架橋を強く意識した法理論教育」と「実務教育の導入部分」(以下「実務導入教育」という。)を行い、直ちに実務修習に入ることを可能とすべきことに異論はないはずである。しかし、現状では、各法科大学院の「法律実務基礎科目」のカリキュラムの内容には大きなバラツキがあり、「法律基本科目」をどのような工夫によりいかなる意味で「実務との架橋を強く意識した法理論教育」とすべきかについても未だに定まった見解はない。そうした中で、司法試験の競争試験化による弊害現象も手伝って、受験科目である法律基本科目に偏し、「実務導入教育」や「実務との架橋を強く意識した法理論教育」の位置付け自体も曖昧にされかねない状況が生まれている。
- 2 そこで、あらためて、本来の理念にそった「実務導入教育」や「実務との架橋を強く意識した法理論教育」の意義と内容とは一体何であるかを明確にし、それを実践し、コンセンサスを形成していく必要がある。

「実務導入教育」は主として「法律実務基礎科目」において担われるが、「実務との架橋を強く意識した法理論教育」を担う「法律基本科目」における蓄積も「実務導入教育」への橋渡しとなる。また「実務との架橋を強く意識した法理論教育」が「法律実務基礎科目」のカリキュラムの中で一層深められる。そのような「実務との架橋を強く意識した教育」の理想的な全体像と具体的内容を網羅的に解明することは容易なことではない。その作業は、

討議資料

教育現場で日々創意工夫をこらし模索を続ける全国の実務家教員及び研究者教員の実践と協働の中でこそ可能であり、またクリニックやエクスターンシップなどの臨床科目の中で蓄積してきた教育内容や教育方法が是非とも参考にされるべきであるとともに、今後関係者に広く開かれた議論の積み上げの中でなされていくべきである。

しかし、法曹養成に特化した教育を行うものと位置付けられた法科大学院教育のあり方を検討する上で、法律実務家にとっての重要性、現実の紛争解決ないし事件処理にとって何が大切なのかという法律実務の観点が重視されるべきことは言うまでもない。また、実務との架橋を強く意識した法理論教育を実現するためには、裁判官的な物の見方に止まらず、検察官や弁護士という当事者的視点からの物の見方が重要である。標語的に言えば実務家養成教育とは「弁護士のように考え行動する能力」を身につけさせることなのである。そして、日弁連は、最大の法律実務家の集団であり、法曹養成の一翼を担う者として、かかる視点から、そうした能力や観点を実際に教育することを主として担う「法律実務基礎科目」を念頭において、その最低限の到達目標が何であるかの問題提起をする責任がある。

そこで、本稿では、法律実務家の視点から、刑事訴訟手続について刑事系の「法律実務基礎科目」において修得すべき最低限の到達目標（実務家として問われる能力で、法科大学院の修了までに身につけるべき最低限のもの）は何かを解明し、問題提起することとしたい。

なお、それらの到達目標を実現するためには、現状としては誰が教えるかよりも何を教えるかこそより重要な課題であり、法曹三者の教員全てが授業に参与することが必須とまでは言えないが、法曹三者が教員としてそれぞれの視点に立って教えることがより好ましいことは言うまでもない。関係者はそのような教育体制を可能とするための努力を惜しむべきではない。

- 3 刑事系の「法律実務基礎科目」については、各法科大学院の視点の置き方によりさまざまな教育が考えられるが、刑事訴訟手続については、少なくとも「実務でよく遭遇する実体法・手続法の論点を含みつつ、教材として利用し易いように分量的にはコンパクトに編集されたシミュレーション記録や具体的な設例に基づいて、刑事手続の関与者として、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれの役割と責務を自覚して、各手続場面におけるそれぞれの実務的な対応を適切に選択し、その選択の根拠を説明することができる能力を備えること」を共通の到達目標とすべきである。

討議資料

その場合、コンパクトに編集できるのであれば記録教材は否認事件を素材にしたものが望ましい。否認事件こそ、憲法、刑事訴訟法の原理原則に立ち返り、裁判官、検察官、弁護人がそれぞれの立場からの実務的な対応を鋭く問われる多くの手続場面を含んでいるからである。もっとも、刑事手続においては、自白事件であっても、適正な捜査がなされているとは限らず、虚偽を含む証拠が混在している余地は常に存在し、また情状事実について争いがあることもあり、裁判官、検察官、弁護人に求められる能力・観点は、否認事件において問われるものと基本的に同一である。

そして、その到達目標が具体的に何であるかを分析し説明するにあたっては、実務的に問われる手続の場面や制度ごとに、当該手続や制度をめぐり実務のどのような場面で何が問われているかを理解し、弁護人、検察官、裁判官が果たすべき課題の具体的なイメージを獲得すること（問題となる場面・実務的課題の具体的なイメージ）、これを踏まえて、当該制度の意義・重要性を、憲法・刑事訴訟法の原理・原則に則って理解すること（基本となる原理・原則等）、そして、当該制度の意義・要件を理解し、具体的な事例（設例）にあてはめて実務的対応を選択し、その選択の根拠を説明できること（求められる実務的対応・獲得すべき能力）、の各点につき検討する必要がある。法科大学院において を具体化するためには主として長文の具体的な設例やシミュレーション記録によることとなるが、エクスターンシップやライブクライアントクリニックなどがそれらの内容を下支えすることとなる。

これに対して、司法修習は、まさに生きた事件の中での臨床訓練を繰り返す、これらの能力を実務の中で実際に使えるような実践力、応用的能力を伴ったものにレベルアップすることとなる。そして司法修習終了時までには「刑事手続の関与者として、裁判官、検察官、弁護人がそれぞれの役割と責務を自覚して、実際の自白事件及び否認事件(ただし複数弁護人が弁護団を組んで対応することが求められるような複雑な事件でなくてよい)を担当し、各手続場面におけるそれぞれの実務的な対応を適切に選択し実践することができる能力」を修得させなければならない。

4 本稿は、かかる視点から検討した結果、到達目標は、具体的には下記8項目を履修することにより達成することができるものとするに至った。

(以下の文章は、一部修正の上「到達目標策定にあたっての考え方」という項目をたてて1頁に移動した。)

「刑事訴訟実務の基礎」の到達目標

【「刑事訴訟実務の基礎」の到達目標】

実務でよく遭遇する実体法・手続法の論点を含みつつ教材として利用し易いように分量的にはコンパクトに編集されたシミュレーション記録や具体的な設例に基づいて、刑事手続の関与者として、裁判官，検察官，弁護人がそれぞれの役割と責務を自覚して、各手続場面におけるそれぞれの実務的な対応を選択し、その選択の根拠を説明することができる能力（実務的対応能力）を備えること。

1 捜査手続

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

我が国の刑事訴訟法は当事者主義を採用し、公判審理のみならず、捜査過程も、捜査機関の行う強制処分には裁判官の発する令状を要求するなど、当事者主義的捜査構造（弾劾主義的捜査構造）を採用している。

憲法は第 31 条に適正手続条項をおくほか、第 32 条以下に詳細な被疑者・被告人の権利を定め、捜査手続の過程において人権侵害が生じないように配慮している。

捜査は任意捜査が原則とされ（任意捜査の原則）、強制処分は法に定めがあるときに限り許される手続とされ、法は強制処分の意義及び要件を厳格に定めている（強制処分法定主義）。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

（1）問題となる場面（実務的課題の具体的イメージ）

捜査機関の行う捜査は、犯罪の嫌疑があるとき開始され、犯人の発見・確保と証拠の収集・保全を目的として行われる。任意捜査が原則であるが、刑事訴訟法は、逮捕・勾留，搜索・差押・検証，鑑定等の強制捜査を認め

ている。

捜査はその性質上、任意捜査、強制捜査を問わず、人のプライバシー、財産、身体に対する侵害を伴い、そのために憲法、刑事訴訟法は、強制捜査の各手続について、人権侵害が起きないように詳細かつ厳格な定めをおいている。

任意捜査は、犯人の検挙と証拠の発見・保全のために行われるが故に、人のプライバシーや身体的自由等の権利侵害を生じる可能性が高い。また盗聴、ビデオ撮影等の科学技術を利用した捜査は、法が定めた強制処分に属さない捜査手続とされているが、プライバシー侵害の可能性が高い行為である。このような分野の捜査について、判例は、捜査の必要性と人権保障の確保の観点から任意捜査の限界を定めた行為規範に関する判例法を形成している。

(2) 求められる実務的対応(獲得すべき能力)

検察官は、任意捜査の限界に関する判例の定めた規範及び法の定める強制処分の意義及び要件を理解し、適切に執行し、警察官の捜査活動を適切に指揮し、起訴不起訴の事件処理等行う。また、警察の捜査を批判的に検討し、必要があれば検察官自ら証拠を収集するなどの捜査を行う。弁護人は、任意捜査や強制捜査が違法に執行されたときは、被疑者のプライバシー、身体的自由等の救済のために準抗告の申立てをするなど被疑者の防御権の適切な行使に努める必要がある。また裁判官は憲法で定めた適正手続の保障のために適切な判断を示す必要がある。

具体的な事例に現れる刑事手続の各場面において、検察官、弁護人及び裁判官は、当該捜査手続の意義・要件を理解し、実務的対応を選択し、その理由を説明できなくてはならない。

2 接見交通権

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

接見交通権は、被告人にとり憲法上の弁護人の援助を受ける権利(憲法第31条、同34条)の保障に由来する「刑事手続上最も重要な権利」であり、また弁護人の固有権の「最も重要なものの1つ」である。

討議資料

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で，上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

(1) 問題となる場面(実務的課題の具体的イメージ)

接見交通権は，外界から遮断された被疑者・被告人が自らの法的地位につき知識を得，精神的援助を受け，防御権を全うするうえで重要な役割を果たすものである。弁護人は身体拘束された被疑者の独特の心理状況を理解し，黙秘権等被疑者に認められる権利の告知，刑事手続の流れの説明，取り調べへの対応(被疑者ノートの説明)等の助言をするとともに，被疑者の言い分を聞き取り，誠実に対応することが求められている(弁護人の誠実義務)。

弁護人の接見交通権は法第 39 条第 1 項において原則的に認められているものの，同条第 3 項において検察官は接見指定することが認められ，捜査の必要性による接見指定と防御権の保障としての接見交通権との関係は，常に緊張関係にある。

(2) 求められる実務的対応(獲得すべき能力)

法曹三者がそれぞれの立場から接見交通権の適正な運用のため努めることが求められている実務状況を踏まえ，接見交通権の意義・要件を理解し，具体的な事例(設例)にあてはめて，弁護人，検察官，裁判官としての実務的対応を選択し，その選択の根拠を説明できなくてはならない。

3 公訴

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

当事者主義訴訟構造を採用していることから，審判の対象は，検察官が設定し，審判の対象たる訴因の変更権は，検察官にある。

しかし実体的真実主義の要請から，裁判官に訴因変更命令権が認められ(法第 312 条第 2 項)，時には訴因変更命令義務があるとされることもある。

審判の対象を訴因と限定することによって，公判は訴因をめぐっての攻防となり，防御の対象が特定される。

起訴状一本主義が採用され、起訴状には予断排除原則により「有罪の予断を抱かせる事項」の記載が禁止される（余事記載の禁止）。

訴因の同一性の範囲を逸脱した審理および判決はできず（不告不理の原則）、判決の既判力は公訴事実の同一性の範囲において生じる（一事不再理の原則と二重の危険）。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

（１）問題となる場面（実務的課題の具体的イメージ）

起訴・不起訴は検察官が独占し（起訴独占主義）、起訴するか否かも検察官の裁量による（起訴便宜主義）。検察官は、犯罪事実を「訴因」として明示し、起訴する。

訴因は、審判の対象であり、犯罪の日時・場所・方法など「できる限り」特定して記載されなければならない（法第 256 条第 3 項）。

他方、起訴状には、有罪の予断を抱かせる事項の記載は禁止される（法第 256 条第 6 項）。

弁護人は、訴因が特定していないなど訴因が不明確なときは、防御の準備に支障をきたすことから、検察官に釈明を求める必要があり、裁判官は、訴因が審判の対象であることから、訴因が不明確なときは、検察官に訴因の特定を求める必要がある。

また証拠調べが始まると、証拠によって証明された事実に変更を来すことがあり、検察官は、訴因を変更しなければならない場合が生じる（「訴因の同一性」）。この場合訴因は「公訴事実の同一性」の範囲内において変更することができる。訴因の変更権は検察官にあるが、裁判官には訴因変更命令権が与えられており（法第 312 条第 2 項）、場合によっては裁判官に訴因変更義務が生じることもある。

訴因について判決があったときは、既判力はどこまで生じ、再訴禁止の効力はどこまで生じるかという問題がある（「一事不再理効」と「二重の危険」）。

（２）求められる実務的対応(獲得すべき能力)

上記原理・原則及び訴因の役割を理解し、検察官は、犯罪事実を訴因として記載し、また訴因変更権を適切に行使しなければならず、弁護人は、不明確な訴因には釈明を求め、被告人の防御権を保障しなければならず、

討議資料

訴因変更の有無及び範囲に問題があるときは適切に異議の申立てをすることなどが求められ、また裁判官は、審判の対象として、訴因の設定及び変更にあつては、その適法性につき適切な裁定が求められ、また審理の経過を見ながら、検察官に訴因変更を促すことなどをしなければならない。

訴因、訴因の釈明、訴因変更権、訴因変更命令等の意義・要件を理解し、検察官、弁護士、裁判官として、具体的事例に則して、その役割を果たし実務的対応を選択し、選択した理由を説明できなくてはならない。

4 被疑者・被告人の身体拘束とその解放手続き

【解説】

被疑者・被告人の身体拘束の問題は、被疑者・被告人の人権にとって極めて重要な問題である。この見地から法科大学院の到達目標として位置づけた。

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

憲法（第 34 条）・刑事訴訟法の原理・原則からすれば、「身体不拘束の原則」であり、勾留はあくまで「正当な理由」がある場合の例外的措置であり（市民及び政治的権利に関する国際規約第 9 条第 1 項，第 3 項），権利保釈制度が原則である。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

（1）問題となる場面（実務的課題の具体的イメージ）

逃亡と罪証隠滅を防止し、刑事裁判への出頭を確保する目的で被疑者は逮捕・拘留され、公訴提起後も勾留が継続される場合がある。しかし、身体拘束が、事実上、自白獲得の手段になるおそれがあるという実情を踏まえ、また、被告人と弁護士にとっては、公判前整理手続等公判準備に万全をつくり防御権の行使をするためにも被疑者・被告人の身体の自由が求められ、また不当な身体拘束から免れ、自由を確保すること自体が人権保障にとって重要なことである。被疑者には、不当な逮捕・勾留に対しては、準抗告や勾留理由開示の権利が認められ、被告人には、これらに加え、身体拘束を脱し自由を保障する手段として保釈の権利が認められる。弁護士

としては保釈請求権（法第 88 条）等の身柄解放手続きを適切に行使することが求められ、検察官としては、逮捕、勾留要件や保釈要件を吟味し、適切な保釈意見を述べることを求められ、裁判官は法が求める保釈要件を正しく判断し、適切な決定を下すことが求められている。

（２）求められる実務的対応（獲得すべき能力）

ア 弁護人は被疑者が違法に逮捕、勾留されたときは、身体の自由の救済のために準抗告の申し立て、勾留理由開示請求等をするなど、被疑者の防御権の適切な行使に努める必要がある。

裁判官は憲法で定めた適正手続保障のために逮捕・勾留要件を吟味し、的確な判断をしなければならない。

具体的事例において、弁護人としては、勾留に対する準抗告の申立をするときは、先行する捜査手続の違法や勾留要件が存在しないことを具体的事実を根拠に主張し、裁判官としては当事者の主張する具体的事実がその要件に合致するのかどうか的確に判断するなど、それぞれ実務的対応を選択し、その理由を説明できなければならない。

イ 保釈制度においては、権利保釈が原則であり（法第 89 条）、同条第 1 号乃至第 6 号の除外事由の判断は、具体的事実に基づいて適切にしなければならない。特に同条第 4 号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当の理由」の判断に当たっては、慎重な判断が求められる。

弁護人として保釈請求をする場合、保釈が認められるべき事由、及び権利保釈の除外事由が存在しないことを、検察官として保釈意見を述べる場合、保釈除外事由をそれぞれ具体的事実を根拠に主張し、裁判官として、当事者の主張する具体的事実がその要件に合致するのかどうか的確に判断するなど、それぞれ実務的対応が求められ、その理由を説明できなければならない。

5 公判前整理手続

【解説】

故意の犯罪行為により人を死亡させた重罪事件等を取り扱う裁判員裁判は、公判前整理手続が行われる。争点が多岐にわたる事件であれば、そのほかの事件であっても同手続が行われる可能性が大きい。

討議資料

公判前整理手続は、審理予定を策定するために争点と証拠を整理する手続であるが、同手続の中で弁護人の証拠開示請求がなされ、類型証拠、主張関連証拠の開示がなされる。検察官から証明予定事実と証拠請求がなされ、弁護人も予定主張明示書面を提出し、証拠請求並びに証拠開示が求められる。

いわば公判前整理手続は、来るべき公判審理の基本設計図を描くことに他ならず、訴訟当事者にとっては刑事手続のいわば要のような役割をする極めて重要な手続であり、法科大学院で実務基礎を学ぶ学生にとっては必修の訴訟手続である。

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

公判前整理手続は、憲法第 37 条第 1 項で認める「迅速」な裁判と同条第 2 項で認める防御権に配慮した「充実した」審理のために設けられた手続であり（法第 316 条の 2）、法曹三者は立法趣旨を理解した上で適切な公判前整理手続を行うことが求められている。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応が求められる。

（1）問題となる場面（実務的課題の具体的イメージ）

公判前整理手続は、「審理予定の策定」のため、「争点と証拠の整理」を主たる目的とする手続であり、裁判員裁判においては、事前手続として必要な手続とされており、裁判員裁判以外の裁判でも選択することができる制度とされている。

争点の整理のために、検察官には「証明予定事実」を記載した書面の提出が求められ、弁護人には、「類型証拠開示請求」、「予定主張の明示」、「主張関連証拠開示請求」といった証拠開示請求権等が認められる。また証拠の整理のために、検察官には証拠調請求と請求証拠の開示が、弁護人には証拠意見が求められる。裁判官は、公判前整理手続を主催し、証拠開示の是非につき適切に裁定するとともに、当事者の主張する争点と請求する証拠の整理をすることが求められている。

（2）求められる実務的対応（獲得すべき能力）

検察官にあっては迅速な裁判実現のために、弁護人の主張する事実との関係で争点を明確化し、証明予定事実立証のために必要とされるベスト・エビデンスとしての証拠請求が求められ（証拠の厳選）、弁護人には迅速な

討議資料

裁判を踏まえつつも、被告人の防御権の準備のために必要とされる弁護活動を行わなければならない、証明予定事実に対しては適切な求釈明を行い、検察官立証を弾劾するケース・セオリーを立て、それを前提とする予定主張を明示し、そのために適切な証拠開示請求や裁定請求が求められる。裁判官にあっては当事者の主張する事実と証拠をもとに、充実かつ迅速な審理のために適切に「争点と証拠の整理」を行わなければならない。

このような公判前整理手続の意義及び各手続の要件を理解し、具体的事例において、弁護人、検察官、裁判官としての実務的対応を選択し、その根拠を説明できなくてはならない。

(注) ケース・セオリー

ケース・セオリーとは「事件の説明」であり、当事者の求める結論を論理的・法的に導くものであって、かつすべての証拠を矛盾なく説明できるものでなければならない。

6 証拠

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

憲法第 38 条は、被疑者・被告人に黙秘権を保障し、法第 319 条はこの権利を具体化し、自白に「任意性」を要求する（自白法則）。また憲法第 37 条第 2 項は、被告人にすべての証人に対する反対尋問権を保障し、伝聞証拠を禁止する（伝聞法則）。自白法則や伝聞法則は、公判審理において、直接主義・口頭主義を実現する重要な原理・原則である。また「無罪推定原則」や「合理的な疑いを超える立証原則」は、近代国家が獲得した証拠法の大原則である。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

(1) 問題となる場面（実務的課題の具体的イメージ）

実務では 検察官が証拠調請求を行い、弁護人が証拠意見を述べ、法第 326 条の同意のあったものについては証拠調べが行われるが、不同意にすると、検察官は書証を撤回した上で原供述者の証人尋問を請求するか、あるいは

伝聞例外証拠として証拠調請求するというのが通常の証拠調手続である。

「犯罪事実の証明」及び「犯罪事実を否定する事実」の証明は、証拠能力のある証拠によって認定されなければならない（「証拠裁判主義」「厳格な証明」）。証拠には非供述証拠と供述証拠があり、原則として「関連性」があること、「違法収集証拠」ではないこと、自白調書の場合は「任意性」があること、伝聞証拠の場合は「伝聞例外証拠」であることが求められる。当事者は証拠能力のある証拠で証拠調べし、証拠能力が争われたときは、裁判官は証拠能力に關し的確な判断をしなければならない。

また検察官は、「無罪推定原則」あるいは「疑わしきは被告人の利益に」の原則のもと、「合理的な疑いを超える立証」を求められる。証拠の証明力の評価は裁判官の自由な判断にゆだねられているが、経験則や論理則に基づいた合理的な判断が求められており、自白の任意性判断や目撃証人の信用性判断については、その判断の適否を巡って問題が生じるところである。

（２）求められる実務的対応(獲得すべき能力)

証拠法の上記原理・原則、証拠能力の要件及び証拠調手続の基本を理解したうえで、具体的な事例を前提に、検察官及び弁護人は、証拠調請求する予定の具体的な証拠が証拠能力の要件を備えているかどうかを的確に判断し、反対当事者は証拠能力がない証拠の証拠調請求がなされたときは、的確な証拠意見を述べ、裁判官は証拠能力の有無につき的確な裁定をしなければならないなどの実務的対応が求められ、その根拠を説明できなくてはならない。

7 交互尋問と異議

【解説】

刑事裁判は本来直接主義・口頭主義による公判中心の裁判でなければならない。

裁判員裁判になれば、公判は証人尋問主体の裁判となり、直接主義・口頭主義が徹底される。裁判員裁判以外の、職業裁判官によって行われる裁判も、公判前整理手続が行われる裁判はもちろんのこと、公判前整理手続を経ない裁判も、公判廷で心証形成され、書面による心証形成は原則的にできなくなるのは必然である。

このような証人尋問主体の裁判において、検察官及び弁護人に求められるこ

討議資料

とは、法律及び規則に則った主尋問であり、反対尋問である。尋問が法や規則に反したときは、当事者から異議が出され、裁判官はこれを適切に裁かなければならない。

なお次項において「事実認定」を取り上げるが、次項の事実認定が事実に対する評価と説明の方法を理解することであるのに対し、「交互尋問及び意義」は事実形成の方法を理解することである。事実の形成と形成された事実の評価・説明は、「事実認定」にとっては、車の両輪といえる。

そうであるとするると尋問技術と異議は、実務家法曹にとって単なる技術ではなく、法科大学院によって学ぶべき基本的技能と言うべきであり、到達目標として設定する必要がある。

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

裁判員裁判では、迅速かつ充実した審理が求められ、連日的開廷のもと審理は証人尋問を中心とした直接主義・口頭主義の裁判が行われるのであるから、交互尋問の技術は、直接主義・口頭主義を支える基本的技術といわなければならない。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

(1) 問題となる場面(実務的課題の具体的イメージ)

検察官が主尋問するときには、争いのない事実について誘導尋問をすることは許されるものの、争いのある事実を立証するときは開かれた尋問(オープン・クエスチョン)が求められ、誘導尋問は許されない。弁護人が反対尋問するときには、誘導尋問も許され、適切な誘導をも駆使した尋問で証言を弾劾しなければならない。また当事者は相手方当事者の尋問に対し、適切な異議を出す必要があり、裁判官は尋問異議に対し適切な裁定をしなければならない。

(2) 求められる実務的対応(獲得すべき能力)

交互尋問における主尋問、反対尋問のルールは刑訴規則第199条の2ないし14に規定されており、証人尋問に対する異議(法第309条、規則第205条)もこのルールに従って行われる。

証人尋問の意義及びルールを理解し、具体的事例を想定し、主尋問、反

討議資料

対尋問，異議などの実務的対応が求められ，その根拠を説明できなければならぬ。

8 証拠の評価と事実認定

【解説】

従来研修所の前期修習で行われていた「事実認定」の問題を扱うものである。「事実認定」とは，直接・間接の様々な具体的な事実を推認し，その事実に法的評価を加えることをいう。新司法試験のような様々な事実が記載されている問題文から意味ある事実を選び出すことで足りるとする考え方もあるが，それは，事実認定過程の一部に過ぎない。「事実認定」とは，「証拠」から「事実」を推認することを含む概念である。

しかし従来研修所等で行われてきた近接所持の理論等裁判官の技術としての事実認定は，裁判員裁判によりその意義や内容に変容を迫られ，当事者の視点からの「事実認定」のあり方の模索が求められている。むしろ事実認定の問題は，「証拠から認められる事実は何か」を論じることであることから，裁判官が判決で取り扱うのみでなく，検察官や弁護人も，勾留に対する準抗告，起訴状，不起訴裁定書，保釈申請書，各冒頭陳述，論告，弁論等で，常に事実認定を繰り返していることになる。

つまり「事実認定」とは事実と証拠を扱う問題ではあるが、とりわけ裁判員裁判が開始された今日においては、検察官・弁護人が主導的に主張事実を証拠からどのように認定すべきかを説明し、説得することができるかの問題であり、法科大学院においては、このような意味での当事者的な「事実認定」の手法を扱うことこそ、力点が置かれるべきである。

研修所前期修習にとって事実認定は欠かせない研修であったのであって、「事実認定」は，証拠を評価し，形成された事実を説明する方法として理解する必要があり，法科大学院の到達目標として取り上げる必要があると考える。

【到達目標】

1 基本となる原理・原則等

事実は証拠によって証明されなければならない（証拠裁判主義）。裁判官の心証形成ないし事実認定は，適正手続の原則（憲法第 31 条）に則って

行われなければならない。

検察官は起訴事実につき立証責任を負わされており（検察官の立証責任原則）、立証の程度は合理的な疑いを残さない程度の立証が求められる（合理的な疑いを入れない程度の立証）。

裁判官は、証拠の証明力判断については自由な心証により事実認定を行うが、心証形成ないし事実認定は経験則と論理則に従った適正なものでなければならない（自由心証主義）。

2 問題となる場面と求められる対応

問題となる場面で、上記原理・原則を踏まえた実務的対応能力が求められる。

（１）問題となる場面（実務的課題の具体的イメージ）

事実認定の問題は、「証拠から認められる事実は何か」を論じることであることから、裁判官が判決で取り扱うのみでなく、検察官や弁護人も、捜査段階の準抗告等の不服申立、起訴・不起訴、証明予定事実、予定主張明示、各冒頭陳述、論告、弁論等で、常に事実認定を繰り返している。

事実認定としては、証拠調べ終了後に行われる検察官の論告、弁護人の最終弁論、裁判官の判決のいずれかを取り上げることが望ましいとはいえるが、訴訟当事者が繰り返し行っていることであるとすれば、事実認定が問題となる訴訟手続の場面であれば、どの場面を取り上げてもよいといえる。

論告とは、起訴事実が証拠によって合理的な疑いを入れない程度に立証されたことを、証拠を引用しながら明らかにする検察官の弁論である。

最終弁論とは、弁護人のケースセオリーに基づく反証が成功し、検察官の立証事実が合理的な疑いを入れない程度に立証されていないこと、有罪とするには合理的な疑いがあることを明らかにする弁護人の弁論である。

判決とは、検察官の起訴事実が証拠によって証明されたのか、あるいは合理的な疑いが残るのかを事実認定し、検察官及び弁護人提出の証拠を引用しつつ起訴事実の存否を明らかにするものである。

そのほか事実認定は、過不足なく間接事実を取り上げ、評価し、証明対象事実を推認することであり、推認過程を説明し、かつ説得することが求められている。

（２）求められる実務的対応(獲得すべき能力)

上記刑事訴訟法の原則を理解し、具体的事例において、弁護人、検察官、

討議資料

裁判官としては、どの証拠によってどのような事実が認められるのか、事実と証拠の関係を明らかにしながら、どのような事実認定をしたのか、その理由を説明しなければならない。また説明に際しては説得的な説明が求められていることを認識しなければならない。

(参考)

別紙 1 : 「押さえておくべき基礎的知識等」

到達目標案に沿って、理解しておくべき項目とその意義と射程を把握しておくべき判例を以下に掲げる。ただし、以下のすべてを実務基礎科目で学ばせるとの趣旨ではなく、法科大学院における授業科目全体を通して学んでおくべき事柄を示すものである。

1 捜査手続

- (1) 令状主義（憲法第 33 条）と強制処分法定主義（法第 197 条第 1 項）。
- (2) 強制処分と任意処分の区別，任意処分の限界。

任意捜査の限界に関する最判昭 51・3・16 刑集 30・2・187，職務質問（警職法第 2 条第 1 項）に伴う有形力の行使に限界に関する最決平 6・9・16 刑集 48・6・420，所持品検査に関する最判昭和 53・6・20 刑集 32・4・670。刑事訴訟法に特別の規定がない新たな捜査手法について，写真撮影に関する最判昭 44・12・24 刑集 23・12・1625，ビデオテープ等に関する東京高判昭 63・4・1 東高刑時報 39・1～4・8，秘密録音に関する千葉地判平 3・3・29 判時 1384・141，おとり捜査に関する最決平 16・7・12 刑集 58・5・333。

- (3) 通常逮捕（法第 199 条第 1 項），現行犯逮捕（法第 212 条第 1 項），準現行犯逮捕（法第 212 条第 2 項），緊急逮捕（法第 210 条第 1 項）の各要件。

現行犯逮捕の明白性に関する京都地決昭 44・11・5 判時 629・103，準現行犯逮捕に関する最判平 8・1・29 刑集 50・1・1。

- (4) 被疑者の勾留の要件（法第 60 条第 1 項），逮捕前置主義（法第 207 条第 1 項），事件単位の原則，一罪一勾留の原則，別件逮捕勾留の各問題点。
- (5) 搜索・差押えの要件（法第 218 条第 1 項，同 220 条），令状の記載事項（法第 219 条第 1 項）と範囲，搜索・差押えの手続（法第 222 条第 1 項，同 110 条）と処分（法第 222 条第 1 項，同 111 条）。

令状呈示前の立入りに関する最決平 14・10・4 刑集 56・8・507，搜索の範囲に関する最決平 6・9・8 刑集 48・6・263・最判昭 51・11・18 集刑

討議資料

202・379，逮捕に伴う捜索・差押え(法第 220 条第 1 項，同 3 項)に関する最決平 8・1・29 刑集 50・1・1，強制採尿に関する最決昭 55・10・23 刑集 34・5・300。

- (6) 被疑者の任意同行・取調べ(法第 198 条第 1 項)の許容限度。

任意の取調べとはいえず実質的逮捕とした富山地決昭 54・7・26 判時 946・137，宿泊を伴う取調べに関する最決昭 59・2・29 刑集 38・3・479，任意同行後の長時間の取り調べに関する最決平 1・7・4 刑集 43・7・581。

- (7) 勾留の裁判に対する準抗告(法第 429 条第 1 項第 2 号)，勾留理由開示請求(憲法第 34 条後段，法第 207 条第 1 項，同 82 条)，勾留取消請求(法第 207 条第 1 項，同 87 条第 1 項)，差押え等に対する準抗告(法第 429 条第 1 項第 2 号，同 430 条)。

再逮捕・再勾留に関する準抗告についての東京地決昭 47・4・4 判時 665・103，捜索・差押時の写真撮影と準抗告についての最決平 2・6・27 刑集 44・4・385。

2 接見交通権

接見指定(法第 39 条第 3 項)の要件と違法な接見等の制限に対する準抗告(法第 430 条第 1 項)。

杉山事件判決の最判昭 53・7・10 民集 32・5・820，浅井事件判決の最判平 3・5・10 民集 45・5・919，若松事件判決の最判平 3・5・31 判時 1390・33，法 39 条 3 項本文の合憲性に関する最判平 11・3・24 民集 53・3・514，初回接見に関する最判平 12・6・13 民集 54・5・1635。

3 公訴

国家訴追主義(法第 247 条)，不告不理の原則と起訴便宜主義(法第 248 条)，訴因制度(法第 256 条)，一事不再理の原則(憲法第 39 条，法第 337 条第 1 号)，起訴状一本主義(法第 256 条第 6 項)。

訴訟の対象についての学説，訴因変更(法第 312 条)の要否と可否。

訴因変更の要否に関する最決平 13・4・11 刑集 55・3・127，訴因変更の可否に関する最決昭 53・3・6 刑集 32・2・218・最決昭 63・10・25 刑集 42・8・1100，訴因変更命令義務に関する最判昭 58・9・6 刑集 37・7・930。

4 起訴後の勾留と保釈

権利保釈（法第 89 条各号）、裁量保釈（法第 90 条）について、具体的事例を通じて、いかなる検討をし、判断したかを説明できなくてはならない。

5 公判前整理手続

検察官の証明予定事実記載書面・証拠調請求（法第 316 条の 13）と証拠開示義務（法第 316 条の 14）、類型証拠開示請求（法第 316 条の 15）、弁護人の検察官請求証拠についての同意不同意表明義務（法第 316 条の 16）、弁護人の予定主張明示（法第 316 条の 17）と証拠開示義務（法第 316 条の 18）、主張関連証拠開示請求（法第 316 条の 20）、裁判所の証拠開示に関する裁定（法第 316 条の 25、26）。

被告人の取調べにかかる警察官作成メモに関する最決平 19・12・25 刑集 61・9・895、警察官が捜査過程で作成保管するメモに関する最決平 20・6・25 判時 2014・155。

（注）検察官は、起訴した公訴事実（訴因）の証明責任を負う。公判前整理手続における証明予定事実の主張は、検察官なりの「事件の筋」を立て、証明しようとする事実を「事件の筋」に従って構成する。

弁護人は、検察官の立証を弾劾するためのケース・セオリーを立て、ケース・セオリーに従って事実を構成し、予定主張明示をする。

そうだとすると「証明予定事実」や「予定主張明示」を取り上げることは、「証拠評価と事実認定」と同じ問題であることがわかる。

公判前整理手続は、手続形成の面と事実形成面が混在している領域である。

6 証拠

(1) 証拠裁判主義（法第 317 条）、厳格な証明と自由な証明、証拠能力と証明力（法第 318 条）、無罪推定の原則と挙証責任。

厳格な証明と自由な証明に関する最判昭和 58・12・19 刑集 37・10・1753。

(2) 自然的関連性と法律的関連性。

科学的証拠の証拠能力について、ポリグラフ検査に関する最決昭和 43・2・8 刑集 22・2・55、DNA 鑑定に関する最決平 12・7・17 刑集 54・

討議資料

- 6・550，警察犬による臭気選別に関する最決昭 62・3・3 刑集 41・2・60。
- (3) 違法収集証拠の証拠排除の根拠となる学説と判例の理解。
初めて排除法則を認めた最判昭 53・9・7 刑集 32・6・1672，採尿手続の違法が重大でないとして尿の鑑定書の証拠能力を認めた最判昭 61・4・25 刑集 40・3・215，証拠排除に積極判断を示した最判平 15・2・14 刑集 57・2・121。
- (4) 自白（憲法第 38 条第 2 項・法第 319 条第 1 項，同 322 条第 1 項）を排除する基準についての学説と判例の理解，補強証拠（憲法第 38 条第 3 項，法第 319 条第 2 項），自白の信用性，共犯者の自白についての問題点。
約束による自白に関する最判昭和 41・7・1 刑集 20・6・537，自白の信用性に関する最判平 12・2・7 民集 54・2・255，共犯者の自白に関する最判昭 51・10・28 刑集 30・9・1859。
- (5) 伝聞法則（法第 320 条第 1 項）の根拠，伝聞と非伝聞との区別，伝聞法則の例外（法第 321 条・同 322 条・同 323 条・同 324 条・同 325 条・同 326 条・同 327 条・同 328 条）の各根拠と各要件。
現場写真の証拠能力についての最決昭 59・12・21 刑集 38・12・3071，法第 321 条第 1 項第 2 号書面についての最判平 7・6・20 刑集 49・6・741，実況見分調書の証拠能力についての最決平 17・9・27 刑集 59・7・753，再伝聞についての最判昭 32・1・22 刑集 11・1・103，法第 328 条について限定説を採用した最決平 18・11・7 判タ 1228・137。

7 交互尋問と異議

交互尋問及び異議申立に関する規定（法第 304 条・規則第 198 条の 2，同 199 条の 2 から 201 条，法第 309 条，規則 205 条以下）を踏まえ，その基本的技能について，模擬裁判等を通して修得する。

8 証拠の評価と事実認定

(注) 事実認定についての授業の方法

簡単な否認事件の記録教材を使用し，弁論や論告など事実認定が問題となる訴訟上の申立てを起案させ，あるいは模擬裁判を通じ弁論をさせる方法が適切である。

起案の場合も形式が重要なのではなく，どのような事実をどのように構成するか重点を置いた授業にすべきである。

討議資料

実体形成能力につき、研修所の説明は、裁判所の事実認定を想定しているが、裁判官、検察官、弁護人の立場でそれぞれ問題となり、理解しなければならない問題点も異なっている。

検察官は立証責任があり、証人尋問等の証拠から訴因を立証しなければならず（実体形成行為としての証人尋問）、証明されたことを論告で説明しなければならない（評価・説明としての論告）。

また弁護人の場合は、ケース・セオリーの立証を含め検察官の立証を弾劾することが主であり（実体形成行為としての証人尋問＝弾劾活動）、検察官の主張する事実には合理的な疑いがあることを弁論で説明しなければならない（評価・説明としての弁論）。

弁護人の保釈申請や情状立証には、事実を組み立て立証するという意味で検察官と同様の積極的な実体形成行為が求められていることからすれば、証拠を収集することの理解についても「事実認定」の領域に入ると言える。

別紙 2 : 「到達目標」を踏まえた「刑事訴訟実務の基礎」の授業イメージ

以下の授業イメージは、2単位(15回)の講義を弁護士、検察官、裁判官の経験を有する教員が、それぞれの立場からオムニバス形式で講義を行うことを前提としている。そこで、各回をいずれが担当するかも提示した。(コマ数の配分は、各5回としたが、三者の講義を有機的に関連させ、法律基本科目における教育目標とも整合させて教育効果を高めるためには、コーディネーターとして研究者教員が関与することや、授業前あるいは授業を展開していく過程における教員間の綿密な打ち合わせが必要になることを付言しておきたい)。なお、授業はあらかじめ受講生に配布した事例教材(たとえば、法務総合研究所編の法科大学院教材)を共通教材として使うことを想定しているが、三者の立場から事例教材を用いるときには、適宜事実や証拠を付け加えたり、変化させたりしながら、学生との質疑応答を通して必要な事項を理解させることになる。

第1回 捜査手続の流れ(検察官教員)

事例教材に基づき、事件送致を受けた検察官の立場から、捜査方針の立て方、捜査活動の内容について検討する。その際、任意捜査の限界に関する判例の定めた規範及び法の定める強制処分の意義及び要件を理解し、適切に執行し、警察官の捜査活動を適切に指揮するべきことを講述する。

第2回 起訴前弁護(1)(弁護士教員)

事例教材に基づき、捜査段階において、弁護人が行うべき弁護活動を取り上げる。具体的には、(1)弁護人選任に関する諸問題、(2)接見交通権に関する諸問題(初回接見の意義と重要性、接見による事実関係の把握、弁護方針の決定、接見等禁止決定に対する諸活動、接見交通権の制限に対する弁護活動等)を検討する、また(3)在宅での任意捜査に対する弁護活動についても言及する。

第3回 被疑者の身柄拘束に関する実務上の諸問題(裁判官教員)

令状審査の問題を取り扱う。事例教材を基に、主として判断者である裁判官の立場で検討する。勾留の要件、当否、記録検討における留意点、これに関連する手続上の諸問題について取り上げる。

討議資料

第4回 起訴前弁護(2)(弁護士教員)

事例教材に基づき、(1)捜査段階における違法な取調べが行われた場合の弁護活動とこれにまつわる諸問題を取り上げた上で、(2)起訴前弁護のあり方を考える。また、捜査段階における情状弁護についても取り上げる。

第5回 公訴権の運用に関する実務上の諸問題(検察官教員)

事例教材に基づき、捜査結果を踏まえていかなる事件処理を行うべきか、起訴状又は不起訴裁定書にはどのような事項を記載すべきかについて検討する。また、訴因の特定や余事記載の問題についても取り扱う。

第6回 公判前整理手続(裁判官教員)

事例教材に基づき、公判前整理手続に関する実務上の諸問題を考える。手続の概略を理解させることを主目的とするが、従前の公判準備の手続と公判前整理手続を行う場合との差異についても考えさせる。

第7回 第1回公判期日に向けた準備(訴追側)(検察官教員)

事例教材に基づき、検察官として行うべき事前準備(立証方針の策定、請求証拠の整理・開示、冒頭陳述要旨の作成等)について検討する。また、検察官から見た公判前整理手続のあり方について検討する。

第8回 第1回公判期日に向けた準備(弁護側)(弁護士教員)

事例教材に基づき、弁護方針の選択(ケース・セオリーの確立)を取り上げ、これに即して弁護人として行うべき起訴後第1回公判に向けた準備活動を検討する。あわせて保釈に向けた活動を取り上げる。また、弁護人から見た公判前整理手続のあり方についても考える。

第9回 公判手続の流れ(裁判官教員)

公判手続の流れを把握する。手続の流れに関するイメージを具体的に持つとともに、関連条文や法解釈に適宜触れるなどし、その理解を深める。

第10回 訴訟の進行管理と証拠調べを巡る諸問題(裁判官教員)

第9回の講義を踏まえ、裁判所の立場から、起訴状の求釈明への対応、争点の理解と証拠調べの方針策定など、迅速かつ円滑な審理のための要点について学

討議資料

ぶ。これに関連して、簡易公判手続や、即決裁判手続についても言及する。

第11回 証拠調べに関する実務上の諸問題（訴追側）（検察官教員）

事例教材に基づき、伝聞証拠の意義や具体的に各書証が証拠能力を有する要件について理解を深めるほか、証人尋問に向けての準備（証人テストを含む）、的確な証人尋問の方法などについて検討する。

第12回 証拠調べに関する実務上の諸問題（弁護側）（弁護士教員）

事例教材に基づいて、(1)検察官の冒頭陳述書に対して防御をどうすべきか。(2)検察官の証拠調べ請求に対し、証拠調べ請求に対する意見をどうするか。その意見をなぜ選択するか。選択した意見に対応して証拠調べがどのように展開するか。を考え、(3)伝聞法則の実務における取り扱われ方を理解させる。

第13回 証拠調べに関する実務上の諸問題（訴追側）（検察官教員）

第11回に続き、公判における諸問題、たとえば、刑訴法321条1項2号書面における特信性や被告人の自白の任意性の立証方法、弁護人の立証に対する対応、効果的な論告のあり方などにつき検討する。

第14回 証拠調べに関する実務上の諸問題（弁護側）（弁護士教員）

証人尋問に関して、(1)異議制度の目的と機能、(2)異議の種類とそれぞれの趣旨などを、事例教材における尋問に対する異議のシミュレーションを通して考えさせる。また、調書の任意性、特信性を争う場合の方法について考えさせる。

また、弁論の構成と内容はどのようにすればよいか、を検討する。

第15回 事実認定をめぐる留意点（裁判官教員）

事例教材を題材に、事実認定の在り方についての理解を深める。事実認定総論、供述の信用性判断、状況証拠に基づく事実認定についての基本的な考え方を学ぶ。